安全安心まちづくり条例骨子（案）にご意見をお寄せください

市では、市民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを進めるため、条例の制定を計画しています。条例を制定するに当たり、市民の皆さんのご意見を募集します。

条例骨子（案）は別表のとおりです。

※1月16日㈮～30日㈮の間に市役所1階情報コーナー、安全安心まちづくり課窓口で閲覧できます。同時に市ホームページにも掲載します。

意見の提出方法 1月30日㈮までに住所、氏名を明記し、次のいずれかの方法でお寄せください。

①**郵送の場合** 〒197－850 福生市本町5番地福生市役所安全安心まちづくり課地域安全係あて

②**FAXの場合** 次の番号へ。FAX 553・3339

③**市ホームページ利用の場合** トップページ（http://www.city.fussa.tokyo.jp/）左側の「意見募集」から、必ず件名に「安全安心まちづくり条例骨子（案）意見」と明記し送信してください。

※お寄せいただいたご意見は、市の考え方を取りまとめたうえで、市ホームページなどで公表します。

なお、ご意見に対する個別の回答は行ないません。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

条例制定の趣旨

安全に安心して暮らすことができる社会の実現は市民皆の願いです。このような中で最近、児童・生徒に対する声かけなどの不審者情報や、児童や生徒が被害者となる事件、高齢者を対象とした振込め詐欺など、さまざまな犯罪が発生している状況です。市民一人ひとりがこのような社会情勢を認識し、自分達のまちは自分達で守る、また自分のことは自分で守るという意識をもって、日々の生活を送っていく必要があります。

このようなことから、市では安全安心まちづくり条例を制定し、関係機関や市民の皆さんと連携を図り、防犯に対する意識を高め、より一層の住みやすい福生を目指します。

別表 安全安心まちづくり条例骨子（案）

No	条例に盛り込むべき事項	内　　容
1	条例を制定する目的に関する事項	市民が安全に安心して生活ができる地域社会の実現を目指し、市及び市民等の責務並びに安全安心まちづくりの推進に関し、それぞれが連携協力することにより、すべての市民が安全で安心して暮らすことができるというこの条例の目的を定める。
2	安全で安心なまちづくりに関する基本理念に関する事項	基本理念として、安全に安心して暮らせる明るい地域社会の実現のためには、市と市民等が、自らの安全は自ら守る意識を持って、どうすれば安全に安心して暮らすことができるかについて、考え、理解を深めながら、この条例で定めるそれぞれの責務を果たし、それぞれが密接な連携を図り、協働することにより推進していくことを定める。
3	安全で安心なまちづくりに関する市及び市民等の責務に関する事項	市及び市民等の責務として、基本理念に基づき、それぞれに果たすべき責務、例えば施策に対しての市と市民等の連携、協力体制等を定める。
4	意識を高めるための啓発に関する事項	情報の提供として、市民等の安全安心まちづくりに対する理解を深めるとともに、安全安心まちづくりの推進に関する活動に対する意識を高めるための啓発について定める。
5	子どもたち等の安全の確保に関する事項	子どもたち等の安全の確保として、比較的犯罪者に狙われやすい人達の安全について定める。
6	推進体制の整備に関する事項	安全安心まちづくり協議会として、安全安心まちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、附属機関として「福生市安全安心まちづくり協議会」を設置することについて定める。

文化財を火災から守ろう！

～「育てよう　歴史を守る防火の心」～（平成21年度東京消防庁文化財防火標語）

1月26日㈪は文化財防火デーです。文化財防火デーとは、文化財の防火設備の点検と整備を行なうとともに、消防演習等を実施してきたもので、今回で55回目になります。

市内においても、消防署と消防団が連携して文化財消防演習を毎年行なっています。

今年の演習は、神明社（福生1081番地）で実施します。

日時 1月24日㈯午前9時

※雨天中止

問合せ 福生消防署予防課防火査察係☎552・0119、安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

入札結果のお知らせ

工事件名 市道幹線Ⅱ－18号線改良工事（第2工区）

入札日 平成20年12月19日

入札方法 意向確認型指名競争入札

契約日 平成20年12月19日

入札参加者数 6者

落札事業者 株式会社島田組福生営業所

落札金額 1億1，214万円（税込）

予定価格 1億3，309万2，750円（税込）

※市では、ホームページで、入札結果について公表しています。

契約係窓口では、入札参加事業者名、入札価格等の詳細を閲覧できます。なお、電話等による問い合わせには応じていません。

問合せ 契約管財課契約係

選挙管理委員及び補充員が改選されました

平成20年12月24日の任期満了に伴い、12月議会で次の方が新たに選挙管理委員及び同補充員に選任されました。

任期 平成20年12月25日から平成24年12月24日まで

選挙管理委員長 細谷弘一氏

同職務代理者 井上武氏

委員 木村勝代氏、平田ヒロ子氏

補充員 野島征三氏、工藤國男氏、岩崎澄雄氏、佐藤和男氏

問合せ 選挙管理委員会事務局☎551・1802

■嘱託員募集のお知らせ

名称	募集人員	雇用期間	勤務時間	勤務場所	報酬	受験資格（見込みを含む）	試験の方法
地域包括支援センター嘱託員	1名	平成21年4月1日～平成22年3月31日（翌年度以降、期間更新の制度あり）	①週4日（月～金曜日）午前8時30分～午後5時15分 ②週5日（月～金曜日）午前9時～午後4時 ①②のいずれか	市役所	月額170,000円	保健師、看護師、介護支援専門員、理学・作業療法士、社会福祉士のいずれかの資格を有する方	面接（2月上旬予定）
子ども家庭支援センター嘱託員（相談員）	1名		週4日（月～土曜日）午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター	月額170,000円	次のいずれかに該当する方 ①社会福祉士、保健師、保育士、児童福祉司任用資格のいずれかの資格を有する方 ②教員免許、幼稚園教諭免許のいずれかを有する方 ③児童福祉に関する仕事の経験と知識を有する方	作文（2月4日締切）面接（2月上旬予定）
学校用務嘱託員	1名		週5日（月～金曜日）原則として午前8時30分～午後3時30分	市立小・中学校	月額158,000円	普通自動車免許資格がある方	面接（2月上旬予定）
ふっさっ子の広場嘱託員（統括指導員）	3名	平成21年5月18日～平成22年3月31日（翌年度以降、期間更新の制度あり）	原則として週5日（月～金曜日）①夏時間（4月～9月）午後0時30分～6時30分 ②冬時間（10月～3月）正午～午後6時	市立小学校	月額170,000円	教員免許、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれかを有する方、または社会教育主事課程、司書課程、学芸員課程を修了した方、もしくは「ふっさっ子の広場」において指導員の経験のある方	作文（2月4日締切）面接（2月上旬予定）
ふっさっ子の広場嘱託員（指導員）	7名		原則として週5日（月～金曜日）①夏時間（4月～9月）午後0時30分～6時30分 ②冬時間（10月～3月）正午～午後6時	市立小学校	月額158,800円	次のいずれかに該当する方 ①教員免許、幼稚園教諭免許、保育士資格を有する方、または社会教育主事課程、司書課程、学芸員課程を修了した方 ②地域において、子ども関係事業等に精通した方 ③児童の健全育成に関する知識、経験を有する方	作文（2月4日締切）面接（2月上旬予定）

申込み ①本人が履歴書（写真貼付）及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接、職員課人事係へ。②電子申請による申込みは市ホームページをご覧ください。**受付期間** 1月26日㈪～30日㈮

※勤務条件、受験資格等の詳細については、職員課人事係☎551・1589まで問い合わせてください。

地上デジタル放送への完全移行について

2011年7月24日にアナログテレビ放送は終了します。それ以降、アナログテレビではデジタルチューナーなどを取り付けなければ視聴できなくなります。

●地上デジタル放送を視聴するためには

地上デジタル放送を視聴するためには、次のいずれかを行なう必要があります。

(1)地上デジタル放送対応のテレビに買い換える

(2)アナログテレビにデジタルチューナーを買い足して付ける

※(1)、(2)のいずれも、場合によっては、アンテナ交換、室内配線の改修、ブースター等の機器交換が必要となります。詳しくは、お近くの電器店に早めにおたずねください。

(3)ケーブルテレビに加入する

※お近くのケーブルテレビ会社に問い合わせてください。

(4)光回線の地上デジタル放送配信サービスを利用する※プロバイダ各社に問い合わせてください。

問合せ（地上デジタル放送に関すること）

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター☎0570・07・0101（平日午前9時～午後9時、土・日曜・祭日午前9時～午後6時）**ホームページ** http://www.soumu.go.jp（メインメニュー右側の「レッツ！地デジ」を参照）

（地上デジタル放送に関するQ＆A）

社団法人デジタル放送推進協会

ホームページ http://www.dpa.or.jp

（アンテナ工事等の相談）

デジタル110番（東京都電機商業組合）☎0570・010186※出張調査等の費用は有料

●悪質商法にご注意ください！

行政機関や工事業者等を名乗り、不正な請求をする例が起きています。疑わしい工事の勧誘や、身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合は、警察署、消費者相談室などへご相談ください。

問合せ 福生警察署☎551・0110

市消費者相談室☎551・1511（代表）